

地縁型組織に関する主な検討項目等(案)

資料1

主な検討項目		委員の意見等	現行制度での対応	地縁型組織に関する事務局コメント	
目的等	組織の目的	・地域における高齢者の支援や見守りサービスといった共助活動のみならず、店舗やガソリンスタンドの運営、デマンドタクシーの運行などのコミュニティビジネスまで活動が多様化	・認可地縁団体の場合、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動が目的。 ・NPO法人の場合、特定非営利活動を行うことが主たる目的。	・地縁型組織の活動の多様化に対応し、契約行為や委託事業の受託、寄附金や交付金等の受け入れといった経済活動を行うためには、権利能力を取得することができるようにすることが望ましいのではないか。 ・資産保有を伴わない経済活動を行う組織もあることに留意が必要ではないか。	
	法人の設立要件	・認可地縁団体の財産保有要件を撤廃すべき ・地縁型組織が経済活動も行うことを前提とした制度にすべき ・財産を保有せず、協議機能のみを担う組織もあることに対応した制度にすべき	・認可地縁団体の場合、自治会等が財産を保有するために法人格を付与する制度であるため、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等の保有が必要。		
地縁性	活動区域	・地域の課題解決という目的のため組織の活動区域と構成員はどうあるべきかという観点から検討が必要 ・地域限定性が地域運営組織の本質 ・地縁型組織については、その活動区域が明確にされていることが重要	・認可地縁団体の場合、規約中に区域を設定することが必要。	・地縁型組織については、明確な活動区域の設定が必要ではないか。	
	構成員	構成員	・地域運営組織は、地域の住民自らが主体となって、地域住民や地元事業者との話し合いの下、それぞれの役割を明確にしながら、地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織	・認可地縁団体の場合、その区域に住所を有するすべての個人は構成員となることができるとともに、その相当数の者が現に構成員となっていることが必要。NPO法人の場合、地域住民主体型が可能であるが、地域外の住民を一切排除することはできない仕組み。	・地縁型組織については、区域内の住民であれば誰でも構成員になれること、相当数の住民が構成員であることが必要ではないか。
		区域外住民の加入	・地域外の者が社員となりうるNPO法人は、場合によっては不都合が生じる ・構成員を市町村が確認する仕組みをとるとしても、地域外の者については確認することが難しい	・一般社団法人やNPO法人の場合、社員資格として区域の限定はない。認可地縁団体は区域が定められているため、構成員を区域内の住民のみに限る。	・地縁型組織については、組織の性格上、地域内の住民と地域外の住民を同列に扱い、地域外住民も議決権を有する構成員とすることは適切ではなく、何らかの形で組織に参画するとしても、議決権のない賛助会員のような取扱いに留めるべきではないか。
		団体の加入	・認可地縁団体では団体加入が認められていないが、地域で活動する団体の加入も必要ではないか ⇨・賛助会員として扱えばよいのではないか ・団体加入を認めると、団体と個人との間で緊張関係が生じるのではないか	・一般社団法人やNPO法人の場合、法人が社員となれる。認可地縁団体は住民が構成員であるため法人は構成員になれない。	・地縁型組織については、組織の性格上、地域内の住民と団体を同列に扱い、団体を議決権を有する構成員とすることは適切ではなく、何らかの形で組織に参画するとしても、議決権のない賛助会員のような取扱いに留めるべきではないか。
		構成員の管理	・構成員数が多く、住民移動の大きい地域では、組織の構成員名簿の管理が負担 ・組織の活動区域内の住民について自動入会(強制入会)とするべき ⇨・構成員名簿が不要な理由が分からない ・結社の自由の観点から、入会の意思表示は必要 ・自動入会とすると住民の当事者意識が生まれにくい	・現行法人制度においては一般的に、各法人類型に共通して、社員名簿や構成員名簿は必要とされている。	・地域運営組織は私的組織であり、結社の自由の観点から、本人の意思表示によらず自動的に構成員となる仕組みは不適當。 ・入会の意思表示が必要であること、総会の招集等に必要であることから構成員名簿の作成は必須ではないか。
	地域代表性	・地域運営組織が地域の課題解決のための事業を行っていく上で、当該組織が地域住民を代表する団体という性格を持たせることが不可欠 ・地域代表制の観点から新たな法人格を制度化することにより、既に様々な形態で活動している法人の活動を阻害しないようにすることが必要 ・自治体によっては、条例によって地域運営組織を指定し、地域代表性を確保している	・既存の法人制度において、地域代表性を明確に規定しているものはない。	・地域代表制を有する法人であるためには、一定の区域を基礎として、相当数の住民により構成されることが不可欠ではないか。 ・市町村長の認可のような、行政による何らかの認定行為によって、事実上、地域代表性を付与することは可能ではないか。 ・地域運営組織は既に様々な類型で法人化されており、それぞれ実態上は地域代表的性格を有しているところ、今後、これらの既存の法人の活動に制約が加わることはないよう、地域代表性を独占的に付与するような新たな法人類型の創設については慎重な検討が必要ではないか。	
行政との関係	・地域運営組織は公的組織ではなく私的組織であり、公的セクターと連携し、市場セクターとしてのサービスの実施まで行う「共的セクター」 ・地域で法人を組織することの合理性、補助金交付等の前提となる公益性や地域代表制について、市町村長が確認する仕組みが必要ではないか	・認可地縁団体は、住民が自主的に組織して活動するものであるため、地方自治法上、行政組織の一部ではない旨の規定がされている。	・地域運営組織は法的には私的組織であることから、例えば認可地縁団体においても、地方自治法上、行政組織の一部ではない旨の規定がされていることも踏まえて、地縁型組織のための法人制度を検討する必要があるのではないか。		
ガバナンス・第三者保護	意思決定	・認可地縁団体は規模が大きくなると総会による全員招集、委任状取付が困難であり、代議員制の導入が必要。その際、代議員の正当性を担保するための法的位置付けが必要 ・機動性のある意思決定を可能とするため、総会以外の意思決定機関が必要	・全構成員による総会が最高の意思決定機関であることは各法人類型に共通。 ・農業協同組合や生活協同組合においては、構成員が多数の場合、総会に代わるべき総代会を設けることができる。(農協や生協の場合は、組合員数が500人以上の場合は、総会に代わるべき総代会を設けることができる。ただし、5分の1以上の組合員の同意があれば、総会の招集請求ができる。) ・なお、認可地縁団体の場合、規約に定めることにより、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することができ、機動性のある意思決定は可能である。 ・登記又は行政による告示。	・地縁型組織については、構成員が多数になる場合において、例えば、農業協同組合の総代会に類する仕組みを設けることも考えられるのではないか。 ・ただし、その場合であっても、意思決定の迅速性・効率性のみならず、他の法人類型と異なり、地域住民の自治の一環という性格を有することにも留意し、一定割合以上の構成員の同意等により、総会の招集を請求できることに配慮する必要があるのではないか。	
	登記	・第三者保護のため法人登記が必要		・地縁型組織については、第三者保護の観点から、登記又は告示による公示制度が必要。	
	内部監査(監事の設置)	・ガバナンス機能は必要	・現行の法人類型においては、一律に監事の設置を義務付けていない。	・現行の法人類型においては、一律に監事の設置を義務付けておらず、地縁型組織についてもその活動形態は様々であることから、地縁型組織については、一律に監事の設置を義務付ける必要はないのではないか。	
	作成書類・情報公開等	・事業を行う場合、融資等を受けるためにも、財務資料の作成・公表は義務付けられるべき ⇨・柔軟な組織運営のためには、過度な義務付けはやめるべき ・一般社団法人は、会計資料の作成が煩雑(複式簿記等)であり、地域運営組織にはなじまない	・事業を行うことを前提としている法人制度においては、原則、計算書類等の作成を義務付けているが、認可地縁団体においては、財産目録及び構成員名簿のみ義務付けられている。	・地縁型組織については、事業を行う組織のみならず、協議機能のみを担う組織まで多様な活動が想定されるため、全ての組織が計算書類等を作成する必要はなく、一律の義務付けはしない方が適當ではないか。 ・ただし、事業を行う組織においては、事業実施の確実性や第三者保護の観点から、計算書類等は作成・公表すべきではないか。	
税制	税制優遇	・みなし寄附や寄付金控除等の税制優遇措置が必要 ・税制上の優遇措置を受ける場合にはそれに合った厳しい規制を受ける必要	・公益法人や認定NPO法人等の一定の公益性のある法人については優遇措置が設けられている。	・地縁型組織に対する税制による支援のあり方は、既に法人化されている組織を含め、法人類型によって異なるものではないと考えられることから、法人格のあり方とは別に議論が必要。	

(参考) 地縁型組織に関する主な現行制度での対応整理表

資料1(参考)

検討項目		主な現行制度での対応			
		NPO法人	一般社団法人	認可地縁団体	
根拠法		特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	地方自治法	
目的事業	目的	・特定非営利活動を行うことを主たる目的 ・特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない		その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと	
	主な設立要件	・特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること ・営利を目的としないものであること ・社員の資格の得喪に不当な条件を付けないこと ・社員10人以上(常時)であること	・社員2人以上	・不動産等の財産を保有しているか、保有する予定があること ・区域の地域的な共同活動を行うことを目的としていること ・区域が客観的に定められていること ・住所を有するすべての個人は構成員となることができること ・規約を定めていること	
地縁性	活動区域	規定なし 定款で、社員の地域限定や活動区域の地域限定を行うことはある程度可能	規定なし 定款で、社員の住所や活動区域について規定(限定)することは可能	区域設定が必ず必要 構成員の地域限定をかけるため、市町村内の一定の区域を定めることが必要。区域も含めて、市町村長が要件を確認し認可	
	構成員	構成員	社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと		
		区域外住民の加入	地域外の住民を一切排除することは不可	規定なし 定款で社員資格について自由に定められる	その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員となっていることが必要 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない
		団体の加入	法人は可	法人は可	不可(住所を有する個人のみ)
	構成員の管理	社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない	社員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した名簿(以下「社員名簿」という。)を作成しなければならない 社員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならない	構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない	
	地域代表性	規定なし	規定なし	規定なし	
市町村長による認可等	所轄庁による認証が必要	なし	市町村長は、目的、名称、区域、構成員等の要件を確認し、認可		
行政との関係			公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない		
ガバナンス・第三者保護	意思決定	・社員総会が最高意思決定機関 ・理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。 ・代議制による社員総会は不可 ・理事会・役員会の設置は定款の定めにより可能 (役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない)	・社員総会が最高意思決定機関 ・定時社員総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。 ・代議制による社員総会は不可 ・理事会の設置は定款の定めによって可能。(理事を少なくとも1人は置かなければならない)	・総会が最高意思決定機関 ・認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。 ・代議制による総会は不可。なお、認可地縁組織は相当数の住民が構成員であることが必要であり、総会の定足数が非常に大きくなる可能性。 ・認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。 ・規約の定めによって、理事会・役員会を置くことは可能。(一人の代表者を置かなければならない)	
	登記	所轄庁の認証後に登記して設立	公証人役場での定款認証後に登記して設立(準則主義)	市町村長が認可し、告示 (法人登記はできない)	
	内部監査(監事の設置)	役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない	定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を置くことができる 理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人は、監事を置かなければならない。	一人又は数人の監事を置くことができる	
	作成書類・情報公開等	毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類(活動計算書及び貸借対照表をいう。)及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面(以下「事業報告書等」という。)を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない その社員その他の利害関係人から定款、役員名簿、事業報告書等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない 都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない	社員名簿を作成しなければならない。 適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。 各事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書をいう。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、監事の監査を受けなければならない。 その他、計算書類等の備置き及び閲覧等の義務有	毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない 構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない	